



～文教のまち西原～

にしはら

2012
5
No.483

屋根より高く!!
(西原保育所こいのぼり掲揚式の1コマ)



今月のトピックス

- 2102(平成24)年度西原町の家計簿…2
- 平成24年度西原町定期人事異動…14
- 学校給食と給食費未納対策について…4
- 民生委員・児童委員の日…15
- みんなで受けよう! 特定健診…6
- 平成24年度軽自動車税について…16
- 子宮頸がん・乳がん検診のお知らせ…7
- 雨水を利用してみませんか…18
- 「西原町高齢者保健福祉計画(ことぶきプラン2012)」(抜粋)…8

町の世帯・人口

平成24年3月31日現在

男	17,399人
女	17,339人
計	34,738人
世帯数	13,132世帯

編集・発行／西原町役場 西原町字嘉手刈1-1番地

☎098(945)5011

印刷／(株)沖産業

西原町中央公民館の施設使用中止について

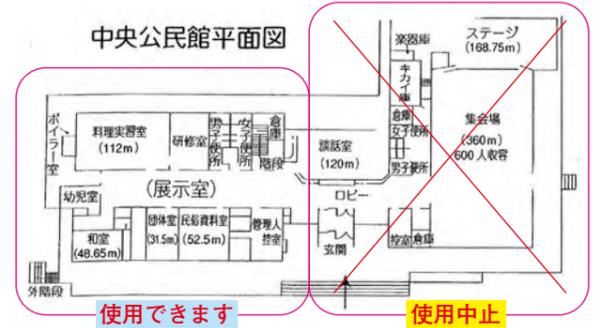
日ごろから本町の生涯学習の拠点として西原町中央公民館をご愛用いただき、ありがとうございます。広く町民に活用されている中央公民館ですが、3月に談話室の天井が剥離して落下する事故が発生しました。天井の構造上、談話室の隣にある集会場(ホール)にかけての天井も修繕が必要になる可能性があります。そのため現在は玄関ロビーから談話室、集会場(ホール)にかけてのエリアを立ち入り禁止にし、**当分の間は使用を中止しています。**

現在は修繕工事に向けて調整している段階のため、使用再開については直接、中央公民館へお問い合わせください。

なお、中央公民館の展示室側と2階の施設はこれまでどおり使用することができます。

みなさんにはご迷惑おかけしますが、利用者の安全性を考えての処置となりますので、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ：西原町中央公民館 ☎945-3657



3町村 与那原・西原・中城 ファミリーサポートセンター



4月1日に「与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター」の開所式が行われました。式には3町村から関係者などが出席し、開所を祝福しました。上間町長は「核家族化、共働きが一般的になり、一人親世帯も増加している中、子育ての環境が多様化している。安心して働きながら子育てできる環境づくりを目指し、今後も与那原町、中城村と連携して取り組みたい。」とあいさつしました。

テープカットに参加した利用会員代表の有馬帽子さん(与那原町在)は「子どもが見知りなので、自宅に預かってもらっている。10月から利用しているが、急用のときなどに融通が利くので助かっている。これからも利用したい。」と、センターの開所を喜びました。

ファミリーサポートセンターとは・・・

子どもの一時預かりや保育施設への送迎、病児や病後児の預かりなど、子育ての支援を必要とする「おねがい会員」と子育ての手助けをする「サポート会員」が会員になりお互いが地域の中で助け合いながら子育てをする相互援助活動です。

原則として、お子さんの預かり先はサポート会員の自宅となりますが、おねがい会員の指定する場所で預かることもできます。

次のようなサポートが利用できます。

- ・ 保育施設の開始前や終了後の預かり
- ・ 保育施設または学校までの送迎
- ・ 保護者等の病気や急用時の預かり
- ・ 冠婚葬祭や兄弟の学校行事の際の預かり
- ・ 買い物などの外出の際の預かり
- ・ 病気・病後児の預かり
- ・ 出張などの宿泊を伴う預かり
- ・ その他援助を必要とするとき

利用時間・報酬の基準

利用内容(時間)	利用料金
平日(月～土) 7:00～19:00	600円/時間
上記以外の時間/日・祝日/年末年始/当日緊急	700円/時間
病児・病後児	700円/時間
宿泊(要予約) 21:00～7:00	500円/時間

- ★兄弟姉妹は、2人目以降は半額加算になります。
- ★利用料金は、おねがい会員がサポート会員へ直接お支払いください。交通費、オムツ、おやつ、食事などの実費は別途お支払いください。
- ★サポート活動保険は入会と同時に加入となります。(保険料はセンターが負担します。)
- ★無断・当日キャンセルは、キャンセル料が発生します。

センター開所時間

月～金：9時～17時30分
※緊急時は時間外連絡可(携帯電話に転送になります)
注)土・日・祝祭日はセンターはお休みです。
※援助活動(サポート)はセンターの開所時間に関わらず行っています。

お問い合わせ

与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター
住所 与那原町東浜 78-5 ディアフラッツ東浜 101
TEL 988-1914 FAX 988-1924

今年度はこんなことをします！

平成24年度の主な事業を説明します

◆地域防災計画策定事業 四百万円
県の地域防災計画を踏まえつつ、町地域防災計画の見直しに取り組みます。

◆安全で住みよい生活環境の整備
与那原町、中城村と連携して取り組んできた三町村広域のファミリーサポートセンター事業を本格的に実施します。

◆保育所建設事業補助金交付事業 三億五千七百七十万円
西原保育所の代わりとなる新規認可保育園の創設に向けて、建設費の助成を行います。

◆ファミリーサポート事業 百八十万円

◆執行体制と行財政の確立
庁舎等複合施設建設事業 十九億六千六百六十万円
庁舎、地域交流センター、保健センター、地域防災センター複合施設建物本体建設工事に着手します。

◆福祉の充実
◆保育所建設事業補助金交付事業 三億五千七百七十万円
西原保育所の代わりとなる新規認可保育園の創設に向けて、建設費の助成を行います。

◆公園施設改築・更新工事費 二千七百九十万円
公園の遊具等の更新、改築に取り組みます。

◆下水道事業中期ビジョン策定業務委託料 千九百九十万円
汚水実施設計中期ビジョン策定に取り組みます。

◆産業の振興
◆農産物直売施設商圏調査委託料 二百五十万円
農産物直売所について、商圏調査や農家の意向をとりまとめ、その設置場所や規模を検討します。

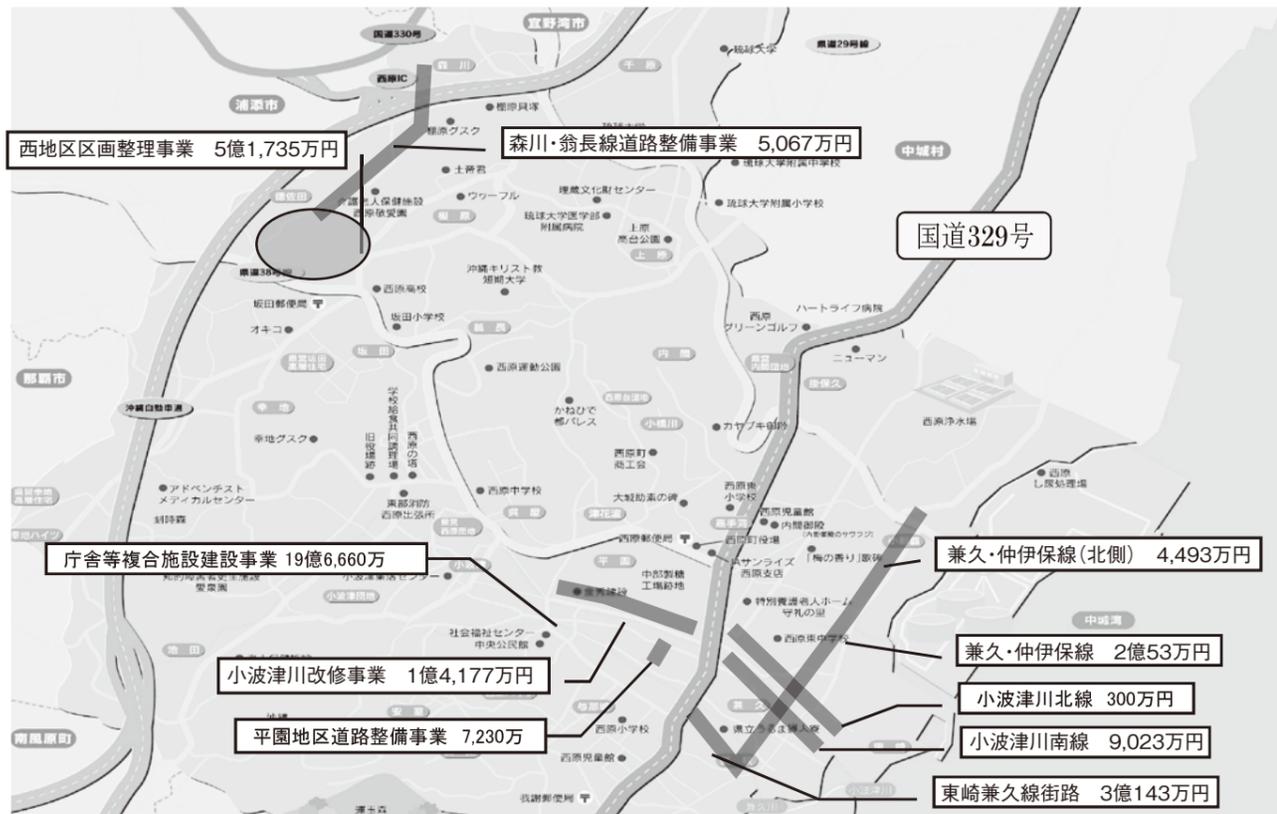
◆教育、文化 スポーツの振興
◆内閣御殿整備事業 二千九百九十万円
整備に向けて基本的な方向性を決める内閣御殿保存管理計画の策定に着手し、それに基づいて年次的に整備していきます。

◆坂田小学校耐力調査委託料 四百四十万円
◆西原中学校耐震診断調査委託料 二百八十万円
坂田小学校耐力調査及び西原中学校耐震診断調査を行います。

◆地域防災計画策定事業 四百万円
県の地域防災計画を踏まえつつ、町地域防災計画の見直しに取り組みます。

安全で住みよい生活環境の整備

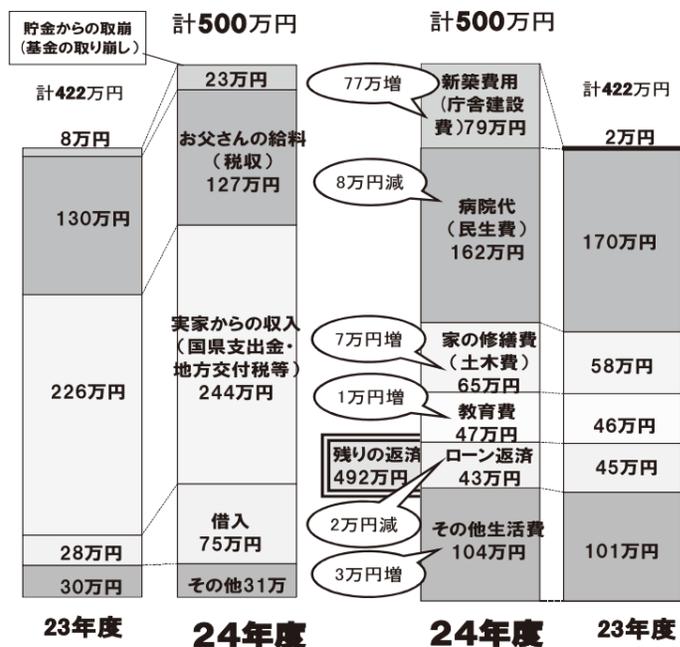
以下の箇所で整備を行う予定です。



◆お問い合わせ 総務部企画財政課 ☎945-4533 FAX946-6086◆

2012年度(平成24年度) 西原町の家計簿(予算)

※平成24年度西原町一般会計予算125億1,000万円を500万円に換算して説明しています。



うーん、お父さんの給料(町税)が少し減りそうだし...
そのうえ、今年は新築の家(庁舎建設)の工事が本格的に進むから、やりくりはかなり厳しいわ。
(今年の家計を見積もっていただいたお母さんは、そうつぶやいた。)

大方の工事は終わるわね。その分七十九万円かかって一番出費が大きいし、新築用にと貯めていた貯金(基金)から、二十三万円は取り崩さないとイケないわ。
でも、実家からの援助(沖縄振興一括交付金・国県支出金・地方交付税等)は十八万円増えそうね。今年から、援助(沖縄振興一括交付金分)

予算を家計に例えると

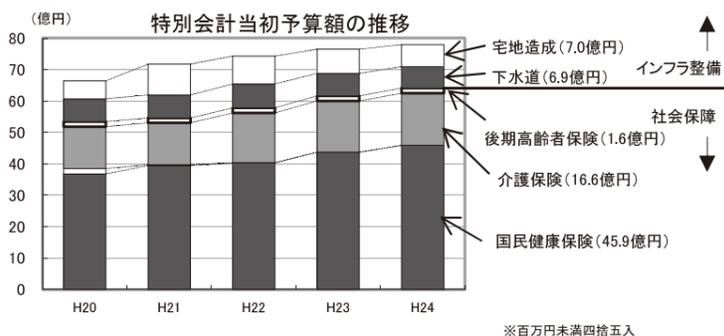
収入

この先、病院代はまだまだ増えそうだし、当てにしている実家からの援助(国県支出金・地方交付税等)は、台所事情(赤字国債増・震災復興)が不安定で心配だわ。お父さんの給料(町税)も増えそうにないし、切りつめた生活はしばらく続きそう。
だけど、家族が安心して生活できるよう、家計の切り盛りを工夫して、しっかり支えていきたいと思います！

支出

ローン返済は四十三万円。だけど、今年の家の新築代の不足分も含めて、七十五万円借入れすることになるから、返済額が増えて、四百九十二万円残っているわ。
この先、病院代はまだまだ増えそうだし、当てにしている実家からの援助(国県支出金・地方交付税等)は、台所事情(赤字国債増・震災復興)が不安定で心配だわ。お父さんの給料(町税)も増えそうにないし、切りつめた生活はしばらく続きそう。
だけど、家族が安心して生活できるよう、家計の切り盛りを工夫して、しっかり支えていきたいと思います！

特別会計



町の会計は、上記の一般会計のほかに五つの特別会計と上水道事業会計があります。(老人保健特別会計は平成二十二年度で廃止)
左のグラフは、特別会計の当初予算額の推移を表したものです。
今年度は、昨年同様、国民健康保険特別会計の保険給付費が伸び、前年度比二億二千万の増額となっています。

詳細は町のホームページで <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/> トップページ(西原町役場のご案内) > 財政 > 平成24年度 > 平成24年度予算編成の状況

平成24年度西原町教育委員が決まりました。

新教育委員長に前泊加代子氏が選任されました。また、4年間教育委員を務めた仲本紀男氏が、平成24年3月31日で任期満了に伴い退任となり、新委員に大濱進氏が任命されました。この1年間、下記の体制で頑張っていますのでよろしくお願いします。

役職名	氏名	任期
教育委員長	前泊 加代子	H 23.4.1 ~ H 27.3.31
教育委員長職務代理者	大濱 進	H 24.4.1 ~ H 28.3.31
教育委員	下地 勝也	H 21.4.1 ~ H 25.3.31
教育委員	松岡 幸子	H 22.4.1 ~ H 26.3.31
教育長	波平 常則	H 23.4.1 ~ H 25.3.31

教育委員会について

教育委員会は5人の委員をもって組織する合議制の執行機関です。教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、町長が議会の同意を得て任命します。委員の任期は4年です。教育委員長は、委員の中から互選され、教育委員会会議を主宰し、教育委員会を代表します。教育長は、委員長を除く教育委員の中から、教育委員会によって任命されます。教育長は、教育委員会で決定した事務、教育委員会から委任された事務を処理し、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督します。

お問い合わせ：教育委員会教育部教育総務課 ☎ 945-3655

障がい者の自立と社会参加を目指して —「ほのぼのプラン2012」を答申—

西原町障害者施策推進協議会（新川善昭委員長）は、町から諮問を受けていた「ほのぼのプラン2012 西原町障害者計画及び第3期障害福祉計画」について、3月29日に答申しました。

新川委員長は「障がい者が地域のあらゆる分野で活動できるよう、地域とともに歩んでいける社会の実現を目指して検討を重ねた。今後は関係機関との情報共有、連携を図って施策の推進と定期的な検証をお願いしたい。」と語りました。

答申を受けて上岡明町長は「障がい者の課題が多様化するにあたって、行政として対応していきたい。住みなれた地域とともに歩んでいくための施策を推進したい。」とこれからの抱負を語りました。



子どもたちの読書の推進を図る —西原町子ども読書活動推進計画—

西原町子ども読書活動推進計画を検討してきた同計画策定委員会（上原明子委員長）が、計画を取りまとめ、3月29日に町教育委員会へ報告しました。同計画を策定したのは、中頭郡では読谷村について2番目となります。

上原委員長は「本計画は10年計画という長期的な計画になっており、子どもたちの成長や時代に対応した推進体制が取れる。」と内容を説明。「西原町は読み聞かせが根付いていて、図書館の利用率も高い。特性を生かして読書活動を推進してほしい。」と今後を期待を寄せました。報告を受けた波平常則教育長は「計画を有効に活用したい。子どもたちにできるだけ本を読んでもらって、いろんなものを学び、どんどん成長してほしい。」と今後の決意を語りました。

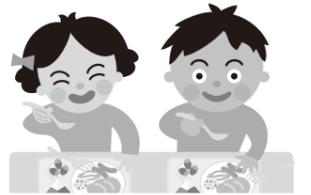


5月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
5/6	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00 ~
5/8	火	住民健診	小那覇	小那覇公民館	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/10	木	3歳児健診	H20.12.16 生まれ ~ H21.1.15 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30 ~ 14:15
5/16	水	住民健診	小波津・呉屋	小波津集落センター	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/17	木	1歳半健診	H22.9.8 生まれ ~ H22.10.9 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30 ~ 14:15
5/21	月	住民健診	小波津団地	小波津団地自治会事務所	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/24	木	住民健診	翁長	翁長公民館	字公民館	8:00 ~ 10:00
5/27	日	乳児健診(午前)	H23.12.27 生まれ ~ H24.2.26 生まれ	社会福祉センター	全館	9:00 ~ 10:30
5/27	日	乳児健診(午後)	H22.6.22 生まれ ~ H23.8.21 生まれ	社会福祉センター	全館	13:00 ~ 14:30
5/28	月	BCG	3ヶ月 ~ 6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30 ~ 16:00
6/5	火	住民健診	坂田	坂田ハイツ自治会事務所	字公民館	8:00 ~ 10:00
6/7	木	2歳児歯科検診	H21.12.1 生まれ ~ H22.3.2 生まれ	社会福祉センター	大広間	13:00 ~ 15:00

※3歳児健診・1歳半健診・2歳児歯科健診については、会場に予定していた中央公民館が工事により利用できなくなったため、実施場所が変更になりました。対象のみなさんにはご注意ください。【健診のお問い合わせ】福祉部福祉課母子保健係 ☎ 945-5311

学校給食と給食費未納対策について



給食費は食材の購入だけに使われる経費です。給食費の納入にご協力とご理解をお願いします。

1 学校給食の実施状況

西原町では、6校の小中学校と4幼稚園において、安全安心なおいしい学校給食を目指して完全給食を実施しています。西原町学校給食共同調理場でおよそ4,200食を調理しています。

2 学校給食を実施するために必要な経費の負担

経費の負担については、学校給食法第11条や学校給食法施行令第2条等の定めにより、西原町は学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を負担しています。

また、西原町が負担する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすることと定められており、食材の購入のための費用を給食費として、保護者のみなさんに負担していただいています。

3 給食費の定め方

給食費は栄養摂取基準を基に、前年度の食材の品目、数量及び購入価格、過去の状況などを参考に算定されており、食材の購入のみに使われます。

食材の購入方法

西原町学校給食共同調理場の給食担当職員が、安全な食材確保を第一に地産地消などに考慮しながら購入しています。良質で安価なものを計画的に購入し、保護者のみなさまの負担を少しでも軽減できるように努めています。

4 給食費の未納が発生した場合

給食費は食材の購入のみに使われるため、食材購入に支障が出て、児童生徒及び幼稚園児の食べる給食に大きな影響が出ることになります。

5 経済的に給食費の支払が困難な場合

経済的に給食費の支払が困難な保護者の方に対しては、援助制度があります。その都度、学校にご相談ください。

6 給食費の滞納額

平成23年度分 滞納繰越分 7,150,539円(平成24年3月30日現在)
97,229,204円(平成24年3月30日現在)

7 給食費の滞納整理

西原町では、給食費の滞納整理のため「西原町学校給食費滞納整理等事務処理要項」を策定しました。それに基づき以下のとおり取組みを強化し、滞納繰越分の給食費の徴収に全力をあげます。

西原町学校給食共同調理場からの再三の請求・督促・訪問にもかかわらず、給食費を納入していただけない保護者の方に対しては、通知（法的措置候補者選定通知書）により納付を促します。

↓ それでも納付がない場合（悪質なものの）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の同意を得て、法的手続きである「支払督促制度」を活用して、簡易裁判所へ申立を行い、未納金の回収に努めていきます。

お問い合わせ 西原町学校給食共同調理場 ☎ 945-4935 担当：新垣・喜納

子宮頸がん・乳がん検診のお知らせ

子宮頸がん・乳がん検診を下記のとおり実施します。子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は30歳以上の西原町民の方であれば毎年受診できます。

なお、**検診の受け方によって事前に申込みが必要**ですので、ご確認ください。

●対象者●

子宮頸がん : 20歳以上の町民(女性)
乳がん : 30歳以上の町民(女性) } (平成25年4月1日までに到達する年齢)

●検診の種類と料金● ★印の検診を受ける方は、事前に役場への申込みが必要です!!

検診の種類	対象年齢	集団検診	個別検診
子宮頸がん検診(子宮頸部細胞診)	20歳以上	500円	1,600円
乳がん検診(視触診+マンモグラフィ併用)	40歳以上	★2,200円	2,700円
乳がん検診(乳房超音波検査)	30歳~39歳	医療機関により異なります	

※40歳以上の乳がん検診(集団、個別とも)は、視触診・マンモグラフィ併用が原則となります。
※詳しくは、4月に送付された西原町の健診総合ガイドをご覧ください。

★印の検診の申込み方法

■福祉部健康推進課で受付を行います。

期間 : 5月22日(火)~ ※定員に達し次第締め切ります。
9:00~17:00(12:00~13:00、土日・慰霊の日・祝日を除く)
※5月22日(火)、23日(水)、24日(木)は夜間受付も行います(~20:00まで)。

場所 : 福祉部健康推進課窓口
電話での申込みは受けませんが、代理の方で申込みすることができます。代理申込の場合は、氏名、住所、生年月日、電話番号、受診希望日を確認し、申込み手続きを行ってください。

●集団検診の日程● *受診券と健康保険者証をお忘れのないようにお願いします。

日 程	受付時間	場 所
6月19日(火)	13:30~14:30	西原町中央公民館 (※)中央公民館で補修工事が予定されているため、健診の実施場所が変更になる可能性があります。 変更された場合はそのつど、広報にしはらやホームページでお知らせします。
7月4日(水)		
7月13日(金)		
7月24日(火)		
8月6日(月)		



※個別検診の受診期間は、平成25年3月30日までとなります。

！注意！

次の方は、町が実施する乳がん検診は受診できませんので、ご注意ください。
▶妊娠中、妊娠の疑いのある方(子宮頸がん検診も含む) ▶授乳中または断乳後3か月未満の方
▶豊胸手術等乳房内に人工物が入っている方 ▶現在乳腺科の疾病治療中、または経過観察中の方
※心臓ペースメーカー装着の方は、視触診検診のみとなります。

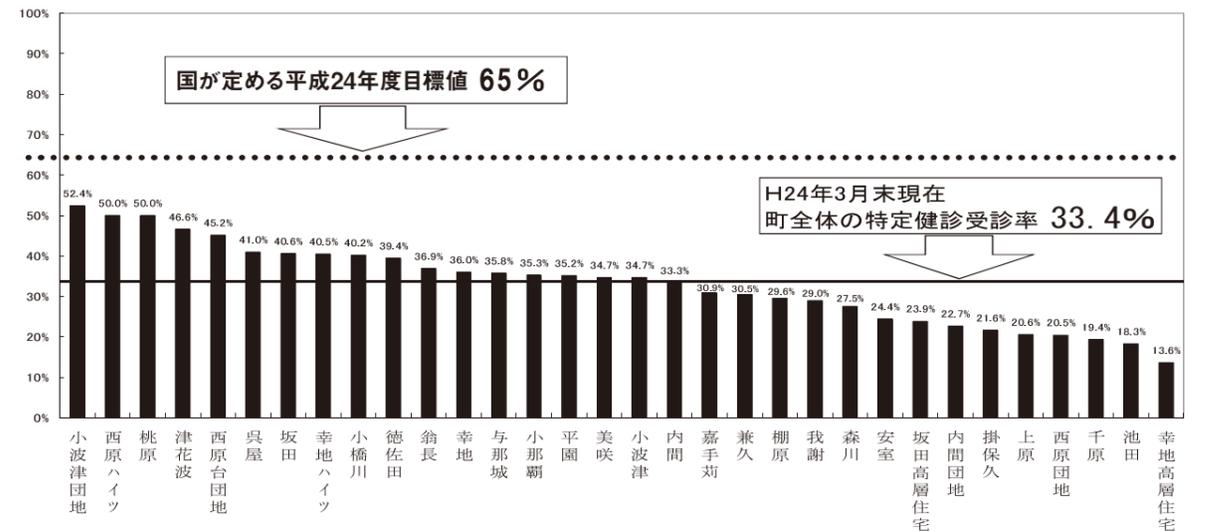
お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎ 945-4791

みんなで受けよう! 特定健診 あなたの地区の受診率は?

平成20年度から始まった特定健診は今年度で5年目を迎え、今年度は受診率等の評価の年となります。西原町の受診率は平成22年度は37.1%、平成23年度は35%前後と、国の基準の65%を大きく下回っています。受診率が65%に満たない場合は、国から一人あたり約5,000円のペナルティが想定されています。隣近所お誘い合わせの上、ぜひ受診をお願いします。

平成23年度 行政区別特定健診受診率(40~74歳国保加入者)

(平成24年3月暫定値)



5月以降の集団健診の日程

以下の日程の健診では、特定健診・長寿健診・胃・肺・大腸がん検診が受けられます。
《対象》 特定健診: 西原町在住20~39歳、40~74歳の国民健康保険加入者
長寿健診: 後期高齢者医療保険加入者
胃・肺・大腸がん検診: 西原町在住の40歳以上の方

受付時間 【8:00~10:00】

「健康保険証」と「受診券」を忘れずに。



指定された行政区以外の日程でも受診できます。

月 日	曜日	対象行政区	実施場所
5月8日	火	小那覇	小那覇公民館
5月16日	水	小波津・呉屋	小波津集落センター
5月21日	月	小波津団地	小波津団地自治会事務所
5月24日	木	翁長	翁長公民館
6月5日	火	坂田	坂田ハイツ自治会事務所
6月13日	水	我謝	我謝公民館
6月17日	日	20代30代健診 (40歳以上の方は受診できません)	(※)中央公民館
6月20日	水	上原	上原自治会コミュニティセンター
6月28日	木	幸地・坂田高層住宅	幸地公民館
7月9日	月	徳佐田・森川・与那城・棚原・千原	(※)中央公民館
7月11日	水	津花波・西原台団地・内間団地・桃原・安室・西原ハイツ・西原団地・幸地高層住宅・幸地ハイツ	(※)中央公民館
7月23日	月	嘉手苺・掛保久・池田・平園・美咲・兼久	(※)中央公民館
8月19日	日	健診を受けていない方	(※)中央公民館
11月4日	日	健診を受けていない方	(※)中央公民館
12月16日	日	健診を受けていない方	(※)中央公民館

(※)中央公民館で補修工事が予定されているため、健診の実施場所が変更になる可能性があります。変更された場合はそのつど、広報にしはらやホームページでお知らせします。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎ 945-4791

「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2012）」（抜粋）について

平成24年度から26年度までの3年間、本町の持続可能な高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な実施を図るため、これまでの取組みを踏まえて、高齢者に関する施策の基本方針及び具体的な事業展開並びに介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を定めるものとして「西原町高齢者保健福祉計画（ことぶきプラン2012）」を策定しましたので、基本項目等について掲載します。（町ホームページで全文を掲載しています。）

この計画により第5期（平成24年度～平成26年度）の介護保険料基準額（月額）が5,850円となります。



1. 計画の基本理念

基本理念は、前計画における理念を継承し、次のように掲げます。

「全ての高齢者が明るく安心して暮らせるぬくもりのあるまち」

○高齢者ができるだけ介護を必要としないよう、健康の保持・増進や介護予防に努めるとともに、自らの能力を発揮し主体的に社会参加を図るなど、活動的で充実した生活が送れる社会を目指します。

○心身機能の低下や介護が必要となっても、高齢者の自己選択、自己決定による適切な支援がいつでも安心して受けられるように、介護保険サービスのほか保健・福祉・医療の各種サービスが包括的・継続的に提供できる社会を目指します。

○高齢者それぞれの価値観や生き方が尊重され、その人らしい人生を送ることができるよう、地域に住む誰もが地域の一員として相手を認め合い、互いに支え合う意識を育むことで、高齢者の自立を地域全体で支えるぬくもりのある社会を目指します。

2. 計画の基本目標

基本理念を踏まえて、次の4つを基本目標として位置づけ、施策を推進します。

（1）健康で生きがいのある、充実した高齢期の実現

高齢者が単に長く生きるのではなく、いつまでも健やかで明るく、主体性を持って充実した生活を送ることができるよう、高齢期を迎える前のより早い段階から、生活習慣病の予防を中心とした健康づくりの充実を図るほか、介護予防対策の充実を図ります。

また、自らの知識・経験・能力を活かした積極的な社会参加の促進、他の世代とのふれあい、自主的な学習・スポーツ・サークル活動を支援するなど、自己実現が図れる環境づくりを推進します。

（2）高齢者の生活支援の充実と権利擁護体制の確立

高齢者が住みなれた自宅や地域で、安心して生活が続けられるように、在宅での生活を支えるためのサービスの充実及び家族介護者への支援の充実を図るとともに、認知症や虐待、悪質商法などから高齢者の権利・人権を守るための体制の充実を図ります。

（3）身近で相談ができ、安心して介護が受けられる環境整備

高齢者やその家族が身近な地域でいつでも気軽に相談ができ、必要な支援が受けられるように、高齢者に関わる総合的な相談支援の窓口である地域包括支援センターの周知と機能の充実を図ります。

また、介護が必要な状態になっても、介護等給付サービスを自ら選択し利用できるよう、介護サービスの基盤整備を進めるとともに、安心して利用できる体制の充実を図ります。

（4）人にやさしく、共に支えあえる地域社会の構築

高齢者や障がい者に限らず、全ての人が安全で快適に移動できる空間を整備し、社会参加や交流が深まる人にやさしい環境づくりを推進するとともに、生活の向上のために高齢者に適した住宅の改修・確保、災害時における不安を解消するための支援体制の構築を図ります。

また、公的な援助や自助努力だけでは生活課題の解決が困難な高齢者や家族を、地域全体で継続して支えていくために、地域における包括的なケア体制の推進を図ります。

第1号被保険者の保険料推計（月額）

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は下式により計算されます。

平成24年度～平成26年度の3年間の給付費が約48億6千9百万円、地域支援事業費（給付費の3%以内）が約1億4千5百万円になります。

①	標準介護給付見込額 4,869,396,796円	+	地域支援事業費 145,898,383円	=	3年分の介護給付見込額 5,015,295,179円				
②	3年分の介護給付見込額 5,015,295,179円	×	第1号被保険者負担割合 21.0%	=	介護給付費に対する被保険者負担分 1,053,211,988円				
③	介護給付費に対する被保険者負担分 1,053,211,988円	+	財政安定化基金借入償還金 0円	+	調整交付金差額 9,251,840円	-			
	準備基金取崩額 8,000,000円	-	財政安定化基金取崩額 13,513,278円	=	保険料収納必要額 1,040,950,550円				
④	保険料収納必要額 1,040,950,550円	÷	予定保険料収納率 96.19%	÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数 15,411人	÷	12ヶ月	=	第1号被保険者の介護保険料基準額 5,852円

※介護保険料基準額は5,852円となりますが、第5期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は5,850円とします。

お問い合わせ 福祉部介護支援課 ☎945-5013

西原町の防災を考える —まち研フォーラム 2012 西原町防災フォーラムを開催—

専門家の講演を通じて防災に関する意識の向上を図るとともに、西原町まちづくり研究会の取り組んできた成果を発表し、西原町の防災についてともに考えることを目的に、「まち研フォーラム 2012 西原町防災フォーラム」(西原町・同まちづくり研究会主催)が3月11日、町中央公民館で開催されました。

基調講演では2名の専門家が講演し、棒田明子氏(NPO法人孫育て・ニッポン理事長)は岩手県大槌町での支援活動を通じて、被災地での親子の環境を伝え、母子支援や女性の視点に立った対策の重要性を説明しました。仲座栄三氏(琉球大学工学部教授)は「沖縄においても津波の想定を変えないといけない。津波の規模によっては、海拔5m以下は被害を受ける可能性があり、西原町でも浸水域は大きい。」と警告しました。

役場職員で構成される「西原町まちづくり研究会」第6期生の発表では、2月に実施した津波を想定した総合避難訓練を検証し、災害時要援護者リストの活用や地域に対する行政の支援などを提案。また政策提言として、地域ごとの自主防災組織の結成や、子どもたちへの防災教育などを通じて、「地域防災力を高めよう!」と参加者に呼びかけました。



仙台で被災した写真家が、写真展を開催

仙台市で東日本大震災に被災した後藤将太さん(字幸地在)が市内の様子を撮影した写真展が、3月14日から25日まで町立図書館で開催され、震災直後や復興に向かうまちの写真が展示されました。震災当時、仙台市に住んでいたという後藤さんは「しばらく物流や交通網が麻痺し、電気や水道などのライフラインも止まった。」と当時の様子を振り返り、「震災から1年の節目として、図書館で写真展が実現できた。震災について考えてもらう機会になれば。」と抱負を語りました。



震災から1年の節目として、図書館で写真展が実現できた。震災について考えてもらう機会になれば。」と抱負を語りました。

児童館の子どもたちが、復興の願いを込めて折り鶴で貼り絵を作成

坂田児童館を利用する子どもたちが、貼り絵作品の「しあわせのクローバー」を製作しました。この作品は約40人の子どもたちが1ヶ月ほどかけて製作したもので、折り鶴を張り合わせて四葉のクローバーをかたどっています。また、子どもたちの描いた笑顔のイラストが、クローバーの周りを取り囲んでおり、「震災から1年経って、みんなが笑顔になれるように。」との思いで作られました。この作品は、役場の第5庁舎に掲示されています。



図書館で、東日本大震災関連資料を展示

町立図書館では3月7日から27日までの期間、「3.11この日を忘れない」と題して、書籍や新聞などの関連資料のコーナーを特設しました。

コーナーには、1面で大々的に報道する各社の新聞や雑誌、震災の被害を伝える写真集などの本が並べられ、来館者は資料を手にとって東日本大震災の被害を再認識しました。



児童館を利用する子どもたちが避難訓練に参加

災害発生時に、迅速に子どもたちの安全確保ができることを目指し、西原東児童館は3月28日、大地震が発生して津波が到達することを想定した避難訓練を実施しました。訓練では、西原町商工会(字小橋川)を避難場所として、職員誘導に従って、小中学生など38名が避難を行いました。



たくさんの善意が寄せられました

東日本大震災が発生して以降、日本赤十字社沖縄県支部西原町分区(上間明分区長)に多くの義援金が寄せられました。

平成24年3月31日現在 **12,599,465円**

義援金は日本赤十字社を通じて被災者へ贈られます。多くの善意に対し、心より感謝申し上げます。

赤十字の活動にご支援を!

5月は「赤十字社員増強運動」月間

日本赤十字社は、災害や紛争等により飢餓・貧困・病気等に苦しむ人々を国際的に救護するとともに、国内においても各種災害救護や医療の提供などの事業を実施しています。昨年3月に発生した東日本大震災の被災地には、沖縄県支部から医療救護班・こころのケア要員・各種ボランティアを合計26回・69名のスタッフを派遣しました。

これらの活動は、赤十字の理念に賛同して加入した社員が協力いただく社資と、広く一般のみなさんから寄せられる寄附金が大きな財源となっています。

毎年5月はこの社員増強の運動月間となっています。各自治会の役員や赤十字奉仕団員が各家庭や事業所を訪問して社員への加入や寄附金のお願いをしますので、町民のみなさんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年度における実績は下記のとおりです。温かいご支援に対し感謝申し上げます。ありがとうございました。

西原町分区における社資および寄附金総額 **3,395,059円**(目標額達成率**110.66%**)

日本赤十字社沖縄県支部西原町分区 分区長 上間 明

お問い合わせ: 福祉部福祉課社会福祉係 赤十字担当 ☎945-5311

東日本大震災で被災されたみなさまへ

国民年金保険料免除申請期限が平成24年6月まで延長されました。

- 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。
- 福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、1の状況にかかわらず、免除対象となります。

○国民年金保険料免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付していただく必要があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【日本年金機構ホームページ】<http://www.nenkin.go.jp/new/topics/shinsai/kokunen.html>

【お問い合わせ】・浦添年金事務所(877-0511) 福祉部福祉課年金係 ☎945-5311(内線121・123)

「食改さん」大募集!!

食改さん(ヘルスマイト)とは? 😊😊😊

食改さんとは、食生活改善推進員のことで、地域の人と一緒に「食」について勉強し、健康づくりのボランティアとして活躍している人たちです。

食改さんになるには、西原町が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を受けることが必要です。

そこで! 食改さんになるための養成講座を開催します。

【募集対象】

- ・町内在住者で、食生活や地域の健康づくり活動に関心のある方
- ・受講後に、町民と行政とのパイプ役となり、かつ地域で「食生活改善推進員」としてボランティア活動のできる方

【受講期間】7月~11月 ※全12回、若干の日程の変更あり

【受講時間】14:00~16:30

【募集期間】平成24年5月~6月

【応募方法】電話、または福祉部健康推進課窓口まで直接お越しください。

男性のみなさんのご応募も、お待ちしております!! お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎945-4791(内線158)



「さわふじの詩」に合わせて 手話ダンスが完成

国指定文化財の内閣御殿の門前にあるさわふじの木を歌った「サワフジの詩」（平敷静男作詞・石川しづか作曲）の、手話ダンスの振り付けが完成し、手話ダンスサークル「月桃」のメンバーが3月28日、町役場で披露しました。いいあんべー家などで活動している「月桃」のメンバーは町職員や町議会議員などが見守る中、台湾出身の歌手、林美伶（りんみれい）さんの歌に合わせて、完成したばかりのダンスを優雅に踊りました。

「月桃」の指導者、大城洋子さんは「内閣御殿が国指定を受けたこともあり、平和を願う『サワフジの詩』と手話の振り付けを活用して、町の活性化に寄与したい。西原町の平和の歌として、みなさんに歌って踊ってもらいたい。」と完成を喜びました。



新しい沖縄の「沖縄らしい」 住まいと工芸を提案

建築や工芸作品を通じて沖縄の新しい「住まいと工芸」を提案する「沖縄の空間を考える5人展」が3月3日から11日の間、町立図書館で開催されました。展示会には建築、木工、ガラス、陶芸、染色の専門家が製作した、沖縄の素材を生かした作品が展示され、沖縄の気候風土と共存する暮らしが提案されました。

木作品を出展した城間光雄さんは「作品は沖縄で植栽できる木を活用している。かつて沖縄にあった、自然と調和した暮らしを提案して、沖縄らしい住み方、生き方を感じてほしい。」と展示について説明し、「図書館という場所でこのような展示をするのは新しい試み。図書館の活用方法としても、これからの参考になれば。」と語りました。今回はロビーや会議室に加え、テラスなどが展示スペースとなり、これまでにない新しい活用がされました。



まちの話題

西原・与那原にまたがる マリンタウンに町境の標識を設置

県と西原町、与那原町の関係者で構成するマリンタウンまちづくり推進協議会（会長・古堅國雄与那原町長）が、マリンタウン地内の臨港道路1号線沿いと県道糸満与那原線沿いの2ヶ所に両町の町境の標識を設置し、3月30日に除幕式が行われました。標識は、地域の住民などからの要望をもとに、マリンタウン地域が両町にまたがるように設置されました。

また同協議会は「設置目的がおおむね達成された」として、2011年度で解散が決定しました。そのため、今回の標識設置が協議会の最後の事業となりました。



(株)沖縄ホームルガスパムを寄贈

(株)沖縄ホームル（比嘉昌治代表取締役社長）が創業50周年を迎えることを記念して、町にスパムの缶詰が寄贈され、3月1日に贈呈式が行われました。

桑江良一代表取締役会長は「35年間スパムを販売してこられた恩返しとして、寄贈したい。」と語りました。寄贈を受けた上岡明町長は「県内企業として、これまで私たちの食生活を支えてきた貴社からの寄贈に心から感謝したい。」とお礼を述べました。

今回寄贈されたのは50ケースで、子育て支援に活用するため、町内の認可外保育園の給食に利用しました。



「梅の香り」の10年の歴史を1冊に

字小那覇出身の作曲家、新川嘉徳が作詞作曲した「梅の香り」にちなんで毎年開催される「梅の香りうた遊び大会」が昨年の大会で10回を数えたことを記念し、主催する「梅の香り」歌碑建立記念事業委員会が「梅の香り」歌碑建立10周年記念記録誌を作成しました。

この記念誌は、高齢社会対策の推進を図る事業等に交付される「長寿社会づくりソフト事業費交付金」を活用して作成されたもので、10回のうた遊び大会の歴史に加え、保存していた新川氏の資料がまとめられています。新里勝弘委員長は「記念誌は10年の集大成。これから自立して継続するため、また文化の保護・継承のために活用したい。」と完成を喜びました。

記念誌は町立図書館に寄贈されており、図書館で閲覧することができます。



地域の社会福祉の発展を誓う —第15回西原町社会福祉大会—

今後の福祉活動に取り組む決意を新たにし、さらなる地域福祉の充実を目指すことを目的に、第15回西原町社会福祉大会が3月13日、町中央公民館で開催されました。

大会の開催にあたって、新川善昭大会長（町社会福祉協議会会長）が「福祉ニーズや生活課題の多様化、環境が変化する中、一人ひとりが地域福祉活動に積極的に参加し、対応していくことが求められる。誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせる社会の実現を目指したい。」とあいさつしました。大会では社会福祉の発展に貢献したとして、平安恒政さんをはじめ8名を表彰。24名の個人と5団体、14事業所に感謝状が贈呈されました。

また、福祉教育・ボランティア実践報告として、西原小と西原東中がエゴ活動や募金活動などの実践を発表。（財）沖縄県体育協会の天願匠さんは東日本大震災の被災地、岩手県釜石市と大槌町でのボランティア活動を報告し、「東北県人の生きる力を肌で感じた。これからも東北への支援を続けたい。」と語りました。



「いそいでも かならずかくにん みぎひだり」 —春の交通安全運動を実施—

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的に「平成24年春の交通安全運動」が4月6日から15日までの期間、実施されました。

「いそいでも かならずかくにん みぎひだり」が運動のスローガンになった今回は、新入学・進学シーズンに合わせて子どもを交通事故から守ることや、高齢者の交通事故防止などが運動の重点とされ、啓発活動が行われました。

4月2日に行われた実施説明会では、町立小学校に入学する児童415名に対し、西原町交通安全推進協議会からランドセルカバーが、浦添地区交通安全協会から反射材付体育着入れが贈呈されました。（写真上）

6日には西原町役場の駐車場で出発式が実施（写真下）され、上岡明町長が「かけがえのない子どもたちの命を交通事故から守ることがきわめて重要。関係機関や団体と連携して取り組みたい。」とあいさつしました。期間中は、通学路を中心に町内の38ヶ所で「新入学児童（生徒）応援 春の交通安全立哨運動」が開催され、自治会や企業などが参加して子どもたちに街頭指導を行いました。



5月12日は民生委員・児童委員の日です

～ご存知ですか？民生委員・児童委員～

【民生委員・児童委員とは】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域における生活上の悩みや福祉問題についてさまざまな相談支援活動を行っています。民生委員は児童委員も兼ねていて、「民生委員・児童委員」と呼ばれ一定の区域を担当して地域活動を行っています。また、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」がいます。民生委員・児童委員、主任児童委員の任期は3年です。

【活動の目的】

社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うことによって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指します。

【民生委員・児童委員の活動】

民生委員児童委員の活動の基本は七つの働きにあります。

- ① 生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。そのために、担当区域内の家庭を訪問することがあります。
- ② 生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③ 介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④ 関係機関との間に立つ連絡役を果たします。
- ⑤ 必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。
- ⑥ 快適な生活ができるよう生活支援活動をします。
- ⑦ 生活上の問題点や改善策について、関係機関に意見を提起します。



※秘密は守られます※

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密がほかに漏れることはありません。住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。

<ほんの少しの思いやりが地域の支え合いになります>

民生委員・児童委員は、近隣による見守りと、各機関と連携した支援活動をしています。ご近所やお知り合いに支援を必要とする人や家庭がありましたら、区域担当の民生委員・児童委員にお知らせください。

民生委員・児童委員を募集しています！

～お気軽にお問い合わせください～

お問い合わせ 福祉部福祉課 ☎ 945-5311 町社会福祉協議会 ☎ 945-3651

保健師 だより アルコール依存は病気??



5月に入りました。沖縄では、そろそろ梅雨の季節になりますね。歓送迎会のシーズンは過ぎましたが、お酒の量はどうですか？今回はアルコールについて取り上げてみたいと思います。

厚生労働省で薦められている適度で節度ある飲酒の目安について、みなさんはご存知ですか？これは、以下の表のとおりです。どうして、飲酒は節度を守らないといけないのでしょうか？それは、「アルコール依存症」という病気になる可能性が高くなるからです。

アルコール依存症は「病気」です。「お酒を飲みたい」という強い欲望、飲む量をコントロールできない、お酒中心の生活になっている。お酒によって仕事や家族内のトラブルが絶えない・・・など、このようなことがあれば「依存症」を疑ってもいいと思います。

アルコールは、依存性の高い薬物です。法律で罰せられるモルヒネと同じように、飲みすぎると精神的な依存と使用量が増してくること（耐性）、減らすことや飲まないことによる手の震え（身体的依存）が伴います。やめたいと思ってもやめきれない状態になるのです。

アルコール依存の怖いところは、仕事・家庭までも崩壊させる可能性があるということです。治療は、「本人の強い意思」と「断酒」しかなく、その時点では何かを失っていることも多いです。家族が治したいと思っても、本人の意思がなければ振り回されることとなります。そうならないために、節度ある飲酒をこれからも心がけましょう。

節度ある飲酒

2ドリンク/日、週に2日以上の休肝日を持つこと。(1ドリンク=純アルコール10g)

- ・ビール 500ml = 2ドリンク ビール 350ml = 1.4ドリンク
- ・泡盛 (25度) 1合 = 3.6ドリンク (30度) 1合 = 4.3ドリンク
- ・日本酒 1合 = 2ドリンク ・ウィスキー水割りダブル = 2ドリンク

みなさん、守れていますか？

西原町定期人事異動

平成24年
4月1日付

(部長) 1人

氏名	配置部	職名	前所属課	備考
喜納昌義	福祉部	福祉部長	総務課	昇任

(課長) 5人

氏名	配置課	職名	前所属課	備考
新垣洋子	総務課	総務課長	町民生活課	
小橋川生三	都市整備課	都市整備課長	土木課	
與那嶺武	町民生活課	町民生活課長	健康推進課	昇任
宮城哲	土木課	土木課長	都市整備課	昇任
新垣和則	生涯学習課	生涯学習課長	企画財政課	昇任

(係長等) 8人

氏名	配置課	職名	前所属課	備考
幸地進	総務課	副主幹兼管財係長	介護支援課	
呉屋寛文	企画財政課	副主幹兼地域振興係長兼統計係長	議会事務局	
儀保早苗	生涯学習課(町立図書館)	副主幹兼図書館係長兼地域資料収集係長	上下水道課	
新川高志	議会事務局	議事兼庶務係長	健康推進課	昇任
当真貴嗣	健康推進課	賦課徴収係長	町民生活課	昇任
奥浜直美	介護支援課	障害支援係長	介護支援課	昇任
小波津敬	都市整備課	工事係長	都市整備課	昇任
渡名喜栄子	上下水道課	業務係長	税務課	昇任

(職員) 32人

氏名	配置課	職名	前所属課
長嶺剛多	総務課	主事	税務課
中谷直人	庁舎等複合施設建設室	技査	都市整備課
友利穂多香	町民生活課	主任主事	会計課
大城章	町民生活課	主査	税務課
與那嶺良也	税務課	主事	介護支援課
与那嶺勉哉	税務課	主任主事	福祉課
玉那覇達彦	税務課	主査	学校教育課
新田江理子	税務課	主任主事	総務課
呉屋敦子	会計課	主任主事	介護支援課
鳥袋智之	福祉課	主任主事	生涯学習課
津波義希	健康推進課	主任主事	税務課
親富祖友紀	健康推進課	主事	町民生活課
宮城嗣子	介護支援課	主任主事	健康推進課
長嶺瞬	介護支援課	主事	福祉課
熊本浩平	介護支援課	主任保健師	健康推進課
外間夏子	土木課	主任技師	上下水道課
神谷厚仁	都市整備課	主任技師	土木課
石嶺勝義	上下水道課	技査	土木課
中山義勝	学校教育課	主査	総務課

(職員) 32人

氏名	配置課	職名	前所属課
天久直樹	福祉課(坂田保育所)	保育士	学校教育課(坂田幼稚園)
外間みゆき	福祉課(坂田保育所)	保育士	福祉課(坂田児童館)
城間弘美	学校教育課(西原東幼稚園)	教諭	福祉課(坂田保育所)
玉那覇善男	福祉課(坂田保育所)	調理員	学校給食共同調理場
與那嶺純子	福祉課(坂田保育所)	調理員	学校給食共同調理場
鳥谷学	福祉課(西原保育所)	調理員	学校給食共同調理場
崎浜隆	学校給食共同調理場	調理員	福祉課(坂田保育所)
神谷律子	学校給食共同調理場	調理員	福祉課(坂田保育所)
多和田祥子	学校教育課(西原幼稚園)	教諭	学校教育課(西原東幼稚園)
上地和香子	学校教育課(坂田幼稚園)	教諭	学校教育課(西原幼稚園)
宮城町子	生涯学習課(町立図書館)	主査	学校教育課(坂田小学校)
與那嶺弘子	学校教育課(坂田小学校)	主査	学校教育課(西原小学校)
入田里幸治	産業課	主事(農業委員会併任)	産業課

(新規採用職員) 9人

氏名	配置課等
杉山幸来	総務課
新里みなみ	町民生活課
比嘉春樹	福祉課
新垣友美乃	健康推進課
山城綾子	介護支援課
稲福健	土木課
比嘉一奈	都市整備課
根川朝子	学校教育課(西原南幼稚園)
新垣香織	学校教育課(坂田幼稚園)



4月1日付けで9名が正規職として新規採用されました。よろしくお祈りします。

平成24年3月31日付退職者(退職) 7人

氏名	職名	所属課
伊礼キヨ	福祉部長	福祉部
平良利夫	生涯学習課長	生涯学習課
屋宜和子	副主幹	町立図書館
小橋川聡	都市整備課長	都市整備課
新垣きよみ	教諭	坂田幼稚園
稲福美知子	主査	町民生活課
ウィングフィールド宏子	調理員	西原保育所

【平成24年度 就学援助希望者の申請について】

西原町では就学援助事業を行っています。
この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。

就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。

※前年度援助を受けた方で、引続き希望される方も申請が必要です。

1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者

(1) 生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）。

(2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）。

具体的には、平成23年中の所得で、同居の家族（住民票は別でも同一生計の人は含む）全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

【認定基準参考例】

世帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額は大体の目安です。予算の範囲内で収入・扶養人数等を考慮して認定します。

※所得とは、以下の算式で算出した額を言います。

所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除（社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ）

2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次のとおり学校に申請してください。

【受付期間】4月23日（月）～5月25日（金）

※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意ください。

【提出書類】①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）

②住民票謄本（続柄の記載されているもの）一部

③平成24年度課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員）

④その他（家賃証明書・預金通帳の写し等）

※②及び③の書類については、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要（同意されない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降にお早めに提出してください）

※平成24年1月1日に西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報が無い場合、後日、課税証明書の提出を求めます。

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については平成25年1月末日まで。

【申請書の提出先】就学先の小・中学校

お問い合わせ 各小・中学校または教育委員会学校教育課
☎945-5039（内線513）FAX 945-6770



平成24年度 軽自動車税について

平成24年5月上旬に軽自動車税の納税通知書が送付されます。納期限内の納付にご協力をお願いします。

（軽自動車税について）

◎軽自動車税は、毎年4月1日現在において軽自動車等を所有または使用している方に対して年税で課税されます。

◎普通自動車税とは違い、月割での課税計算や払い戻しはありません。

◎車検切れなどにより実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。



ナンバープレートの紛失や盗難にあったら、警察及び総務部税務課に届出を！

盗難にあたり紛失しても警察及び総務部税務課に届けなくて…

○抹消の手続きができず、いつまでも税金を払うことになります。

○放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。

また、人に譲ったときも名義変更の手続きをしないとその後課税され続けます。

身体障害者等に対する減免について

身体に障がいのある方が運転する軽自動車等、または身体障がい者等の通院・通学等のために、その方と生計が同じ方が運転する軽自動車等について、一定の要件を満たせば減免を受けることができます。ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて障がい者1人につき1台に限ります。

（手続きに必要なもの）

・減免申請書 ・平成24年度軽自動車税納税通知書 ・印鑑 ・身体障害者手帳等の写し

・運転免許証の写し ・自動車検査証の写し

（※法人の方が申請する場合は、車両構造の確認できる写真や運行日誌等の添付が必要になります。）

（減免申請期限）

5月24日（木）

（身体障害者減免の該当区分）

障 害 区 分	障 害 の 級 別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	左に同じ
聴覚障害者	2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	左に同じ
移動機能障害	1級～6級	1級及び2級、3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
呼吸機能障害	1級及び3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
小腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	左に同じ
肝機能障害	1級～3級	左に同じ
知的障害		A1及びA2
精神障害		1級（自立支援医療（精神通院医療に限る）受給者証の交付を受けている

お問い合わせ／総務部税務課 町民税係 軽自動車税担当 ☎945-4729（内線142）



固定資産税(1期分)及び軽自動車税は5月31日(木)が納期限です

平成24年度固定資産税1期分及び軽自動車税の納期限は、5月31日（木）です。お忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願いします。

町税の納付は、口座振替を利用すると便利です。

なお、町税の納付が遅れた場合は、延滞金が増加されますのでお早めに納めてください。滞納が続きますと差押等を行う場合があります。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

※納税は国民の三大義務の一つです。（憲法第30条）

※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成24年度各税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		7月2日	8月31日	10月31日	平成25年1月31日
固定資産税		5月31日	7月31日	12月25日	平成25年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ／総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

要予約

事前にお問い合わせ下さい！

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク

フォレストアドベンチャー

FOREST ADVENTURE IN ONNA

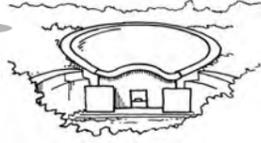
沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087

(予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp

(URL) http://www.forest-adventure-onna.jp

事業主 福山商事株式会社

墓地等の設置は事前に許可をとりましょう！



今年は「ユンジチ」にあたるため、墓の建築を考えている方も多いでしょう。墓地（墓）の設置には「墓地、埋葬等に関する法律」により県知事の許可が必要です。町では墓地の散在化、墓地の無縁化を防ぎ有効な土地利用や景観等に支障をきたさないよう事前調整をお願いしています。町民のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

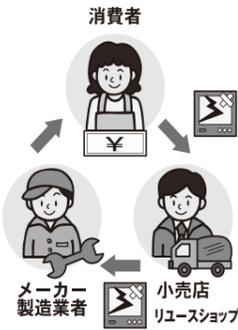
お問い合わせ 総務部町民生活課（環境保全係）☎945-5018
南部福祉保健所（西原町管轄）☎889-6799

家電を捨てる際は不用品回収業者に依頼しないで！

～あなたの安易な行動が環境汚染につながっています～

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）はできるだけ長く使用し、使い終わったら適正にリサイクルしましょう。不適切な出し方をすると、深刻な環境汚染を引き起こすおそれがあります。豊かな自然と人々の生活を守るために、下記の点にご留意願います。

1. 家電4品目を捨てる時は、不用品回収業者に依頼しないでください。
2. 使い終わった家電4品目は、家電リサイクル券を購入して適切にリサイクルしましょう。（資源として再生利用）※家電販売店など
3. まだ新しく十分使える家電製品は、信用できるリユースショップに買い取ってもらいましょう。（中古で再使用）※古物商許可要
※廃棄物の取扱には市町村の許可証、中古の場合は古物商許可が必要になります。
※通常の廃棄物も許可なく収集することはできません。ご注意ください。
環境汚染と不法投棄防止に町民のみなさまのご協力よろしくお願いいたします。



お問い合わせ 総務部町民生活課（環境保全係）☎945-5018

平成23年度情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況について

I. 情報公開制度の運用状況

- (1) 公開請求は22件で内訳は表1のとおりです。
- (2) 分野別では行政一般関係が12件、都市計画・開発関係が10件となっています。また、実施機関別では町長部局19件、教育委員会3件となっています。
- (3) 月平均の請求件数は1.83件です。

表1 情報公開請求の処理件数内訳

公開請求	公開	一部公開	非公開	不存在	取り下げ	不服申立
22	9	6	6	1	0	1

II. 個人情報保護制度の運用状況

- (1) 自己情報に関する請求は4件で内訳は表2のとおりです。
- (2) 個人情報取扱業務の届出は2件です。
- (3) 個人情報の目的外利用等の届出は29件で、その内訳はすべて外部提供となっています。

表2 個人情報（開示・訂正・削除・中止）の請求件数等の内訳

開示請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取り下げ	訂正請求	削除請求	中止請求	不服申立
4	3	0	0	1	0	0	0	0	0

※1つの請求書で複数の文書の請求があり、かつ処分内容が複数におよぶ場合は、件数を複数に数えています。

お問い合わせ 総務部総務課 ☎945-5011

西原町指定給水装置工事事業者 水まわりの非常事態には

(有)ゆいまーる水道

年中無休 見積無料 ☎0120-049-939



雨水

を利用してみませんか！

—雨水利用促進助成金交付制度—

西原町では、洪水の防止・防災対策として平成14年度から住宅での雨水タンクの利用を呼びかけています。雨水タンクを設置して、雨水を利用してみませんか。

これは、屋根などから流れる雨水を雨水タンクに貯めることによって、一気に大量の雨水が川へ流れ出ないようにと考えられたものです。

貯まった水は、水洗トイレや洗車・家庭菜園での水やりなどに使うことができ、水道代の節約にもつながります。

水事情に厳しい沖縄だからこそ、ぜひこの制度を利用して節水にも努めたいですね。



助成金交付制度の内容

町内において雨水タンクを設置する方に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。助成金の申請は、**5月31日(木)**まで受付期間とし、予算を超える申請者がある場合は抽選会で決定します。（受付期間終了後に申請者が予算を超えない場合は予算の範囲内で、随時先着順で受付します。）

助成対象施設等

雨水利用のための雨水タンクの設置又は下水道への接続により不用になった浄化槽を雨水タンクに再利用するための改造工事で、タンクは1基の有効貯水量1㎡以上とし、1世帯（同居世帯は1世帯とみなす）につき1施設とします。

助成金の交付額

助成金の交付額は、雨水タンクの設置又は改造工事1件につき50,000円とします。ただし、要した費用の額が50,000円未満の場合は、その要した費用の額を助成金の交付額とします。
※重複して交付を受けることはできません！

お問い合わせ／建設部 土木課 計画係 ☎945-4415（内線302）

「子ども手当」は「児童手当」へ名称が変わりました

平成24年4月より、「子ども手当」は「児童手当」へ名称が変わりました。手当額については、平成24年3月までと同じです。また、6月には「現況届」の提出が必要となります。所得制限により、6月分（10月振込予定）から手当額が変更になる場合があります。

「現況届」について

1. 受付期間：平成24年6月の第3週を予定しています。詳しくは広報にしはら6月号でお知らせします。
9:00～11:30、13:30～17:00（ただし土曜・日曜を除く）
2. 受付場所：西原町役場 第5庁舎会議室
3. 持参するもの：
 - ・現況届通知書（受付期間前に送付予定）
 - ・受給者の印鑑（シャチハタ印では受付できません）
 - ・厚生年金等加入の方は、受給者の保険証の写し
4. その他必要書類：
 - ・養育している18歳未満の児童が町外に住んでいる場合、その児童の本籍と続柄の記載のある住民票（特別）謄本（1通）。
 - ・平成24年1月2日以降に西原町に転入した方は前住市町村で発行された『平成24年度児童手当用所得証明書』。
 - ・外国人登録証がある方（受給者と子）は登録証。



お問い合わせ 福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311（内127）

お知らせ

西原町長選挙の選挙期日等について

平成24年10月5日任期満了に伴う「西原町長選挙」について、次のとおり選挙期日等の決定がされましたのでお知らせします。候補者説明会等の日程については、広報誌やホームページでお知らせします。

【選挙期日】9月9日(日)
【告示日】9月4日(火)
【問合せ】西原町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会 ☎945・5011(内線112)

西原町嘱託員採用予定候補者名簿掲載について

【採用期間】採用後1年以内
【学歴要件等】
・保育士業務嘱託員については、正規の保育士登録を済ませた者。
・普通税徴収嘱託員については、町内に住所を有し高校卒業程度の学歴を有する者で税務に関する経験及び知識を有する者。
【受付時間】9:00～17:15までの間。(土日、祝日を除く)
【提出書類】自筆履歴書1通(写真を貼ったもの)と資格等の写真を総務部総務課へ提出。
※その他詳細については、総務部総務課へお問い合わせください。

西原町臨時職員(保健師・助産師)の募集について

次の条件で臨時職員(保健師・助産師)を募集しています。
【資格】保健師・助産師資格、またはどちらかの資格をお持ちの方
【勤務内容】母子保健業務・地区訪問
【採用期間】採用後1年以内
【就業時間】月曜～金曜、8:30～17:15
【問合せ】総務部総務課職員係 ☎945・5011(内線114)

【職種区分及び職務内容等】

職種	業務内容	報酬	時間等
保育士業務嘱託員	加配保育士業務	月額148,400円	7:15～19:15のうち8時間勤務
普通税徴収嘱託員	国民健康保険普通税徴収業務	月額138,300円	8:30～17:15

西原町下水道排水設備指定工事店の追加及び解除業者のお知らせ

供用開始区域内において各家庭・事業所等で下水道接続工事を行う場合は、町の指定を受けた「西原町下水道排水設備指定工事店」でなければ、工事を行うことはできません。
【平成23年度 追加指定業者(9社)】
㈱丸善組・㈱トップライン・㈱東洋設備・丸一設備工業・㈱大興設備管理・沖正設備・㈱大丸設備・㈱因南冷熱・㈱和高建設工業

【平成23年度 解除業者(12社)】
㈲与那城建設・㈱沢建設・㈱金吉設備工業・㈱大設・サンシステム・㈱(有)末吉設備・(有)良政産業・(有)設備工業・与那嶺設備・(有)山正設備・(有)兼城設備工業・那覇衛生設備
※平成24年4月1日現在 登録業者130社(指定工事店の一覧はホームページをご覧ください)。

第48回沖縄県身体障がい者スポーツ大会の開催について

県内の身体障がい者が大会に参加し、スポーツを通して体力の維持・増強を図り、県民が身体障がい者に対する理解と関心を深め、身体障がい者の自立と社会的参加の促進を図ることを目的にスポーツ大会が開催され

沖縄県議会議員選挙について(お知らせ)

平成24年6月10日(日)は、「沖縄県議会議員選挙」の投票日です。大切な1票です。投票に行きましょう！投票日の当日に用事などで投票できない人は、前もって投票することのできる期日前投票を利用しましょう。
【期日前投票(不在者投票)】
【期間】6月2日(土)～9日(土)
【時間】8:30～20:00
【場所】西原町役場 第5庁舎会議室
【問合せ】西原町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会 ☎945・5011(内線112)

「人権なんでも相談所」開設について

いじめ・体罰・DV・セクハラ、近隣とのトラブル、家庭内のもめごとなど、悩みや困りごとがあったら、どんなことでも結構

第9回西原町ソフトテニス大会(一般の部)の開催について

【日時】6月17日(日)9:00～(8:30受付)
【会場】西原町民テニスコート
【競技種目】経験者男子・経験者女子・初心者男子・初心者女子
【参加資格】西原町に本籍又は現住所を有する者 ※ペアの一人が右記の要件を満たしていれば可。高校生の参加は不可。
【参加料】1ペア200円
【申込先】西原町体育協会事務局 ☎945・8095
【申込み締切】5月28日(月)17:00

5月5日から11日は、「児童福祉週間」です

「児童福祉週間」は、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に定められています。期間中、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業が行われます。
平成24年度児童福祉週間標語(ニコニコは「なかくしよ」のあいずだよ)(埼玉県 堀山喜史さん7歳)
【問合せ】福祉部福祉課 ☎945・5311

愛の贈り物

次の方々から寄附がありました。暖かい善意、深く感謝申し上げます。
○西原町産業通り会(会長佐久間健治)より町人材育成会へ、20万円を寄附。
○美厚造園土木(代表者宜野座康弘)より町人材育成会へ、5万円を寄附。
○東洋コンクリート株式会社(代

平成24年度西原町中学生海外短期留学実施要項

【目的】本町の中学生をハワイに派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動をとおり、国際的視野を広げるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性に対応しうる青少年の育成を図る。
【方針】派遣人数は10名とする。(NPO法人西原町人づくり支援の会からの派遣含む)費用の実費の一部(15万9千円)を西原町が負担し、残りは個人負担(27万円程度。ただしシャーチャージ料等により変動あり)とする。
【応募資格】本町の町立中学校の生徒及び本町在住の中学2年生。(就学のため一時的に町外に転出

表取締役社長新垣一明)より町人材育成会へ、20万円を寄附。
○沖縄県馬術連盟(理事長花城薫)より町人材育成会へ、3千円を寄附。
○新中糖産業株式会社(代表取締役社長福里重盛)より、町立の4小学校と2中学校にそれぞれ図書券5万円を寄附。

ます。参加を希望される方は、福祉部介護支援課までお申込みください。
【開催日】9月2日(日)
【競技種目】陸上競技・卓球競技・水泳競技・アーチェリー競技・フライングディスク
【主会場】沖縄県総合運動公園陸上競技場
【プール・卓球・フライングディスクは別会場を、アーチェリーは別会場・別日程を予定]
【申込み締切】5月10日(木)
【申込み・問合せ】福祉部介護支援課 ☎945・5013(内線191)

【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島
【派遣期間】夏休み期間中の2週間
【応募方法】①募集期間 5月1日(火)～5月21日(月)
②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)各1通
【問合せ】教育委員会教育部 学校教育課 ☎945・5039(内線512)
※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

地域づくり団体への助成事業について(平成24年度地域活性化交流事業)
地域活性化を目的に、地域づくり団体(地域自治会、子ども会等)に対して次の内容で助成を行います。※市町村の推薦書が必要です。
【助成件数】県内で30団体
【助成金額】1団体あたり助成率90%とし、最高限度額は30万円。
【提出先・問合せ】(社)沖縄県対米請求権事業協会 ☎862・9390 FAX 862・9396

【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島
【派遣期間】夏休み期間中の2週間
【応募方法】①募集期間 5月1日(火)～5月21日(月)
②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)各1通
【問合せ】教育委員会教育部 学校教育課 ☎945・5039(内線512)
※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島
【派遣期間】夏休み期間中の2週間
【応募方法】①募集期間 5月1日(火)～5月21日(月)
②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)各1通
【問合せ】教育委員会教育部 学校教育課 ☎945・5039(内線512)
※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島
【派遣期間】夏休み期間中の2週間
【応募方法】①募集期間 5月1日(火)～5月21日(月)
②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)各1通
【問合せ】教育委員会教育部 学校教育課 ☎945・5039(内線512)
※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島
【派遣期間】夏休み期間中の2週間
【応募方法】①募集期間 5月1日(火)～5月21日(月)
②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)各1通
【問合せ】教育委員会教育部 学校教育課 ☎945・5039(内線512)
※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

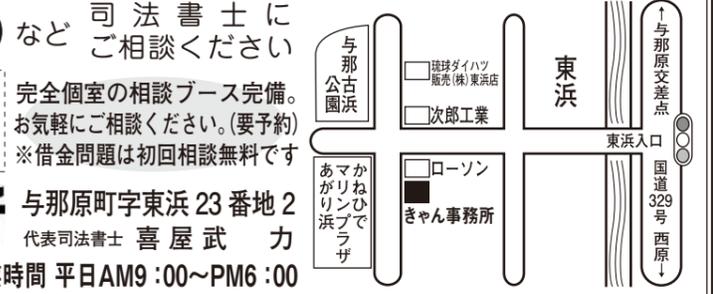
【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島
【派遣期間】夏休み期間中の2週間
【応募方法】①募集期間 5月1日(火)～5月21日(月)
②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)各1通
【問合せ】教育委員会教育部 学校教育課 ☎945・5039(内線512)
※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州オアフ島
【派遣期間】夏休み期間中の2週間
【応募方法】①募集期間 5月1日(火)～5月21日(月)
②提出書類 申込書(本人)、同意書(保護者)、調査書(学校)各1通
【問合せ】教育委員会教育部 学校教育課 ☎945・5039(内線512)
※西原中・西原東中の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることがあります。

相続 遺言 後見人 借金

〈相談内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談

きゃん 司法書士事務所
〒那原町字東浜 23番地2
TEL 882-8177 FAX 0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00～PM6:00



国際標準規格 ISO9001:2008 認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業) 加入会社

Since1981 沖縄県知事免許(9)第0928号 あなたのホームプランナー

南新物産

地域の不動産業で31年
不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 <http://www.nanchan.co.jp> E-mail hae@nanchan.co.jp



生涯学習だより

第193号

平成24年5月1日

生涯学習課 Tel.098-945-5036
 中央公民館 Tel.098-945-3657
 町民体育館 Tel.098-945-8095
 坂田児童館 Tel.098-944-6308
 西原児童館 Tel.098-945-4393
 西原東児童館 Tel.098-944-0976

図書館だより

第91号 西原町立図書館
 TEL.944-4996 FAX.944-4997
<http://library.town.nishihara.okinawa.jp/>
 Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



しっくいシーサーづくり



キックベースボール大会

5月15日(火)、午後2時30分(予定)から町役場で平成24年度西原町青少年健全育成協議会の総会を開催します。

青少年の非行防止対策を目的とする事業計画の審議等ですが、青少年健全育成ボランティアに興味がある方は、ご参加ください。

将棋大会



パトロール



青少年健全育成協議会 五月十五日(火)総会

Bookstart

昨年度から始めましたブックスタート事業。町全体で、赤ちゃんの幸せのために、乳児一般健診(9~11ヶ月)の際に、絵本の読み聞かせとプレゼントを実施しています。

昨年度、絵本をまだ受け取っていない方は、親子健康手帳を持参して、5月31日(木)までに町立図書館へお越しください。

今年度の1回目は5月27日



中央公民館からのお知らせ

中央公民館講座受講生募集

健康ストレッチ体操

～癒しの音楽と一緒に体をほぐそう!～

期間：5月22日(火)～7月24日(火) 毎週火曜日2時～4時 全10回

対象：西原町在住者または在勤者

受講料：無料

定員：20名

申込期間：5月8日(火)～5月15日(火)

申込先：中央公民館 945-3657担当(仲里)



ブック茶講座

～沖縄伝統文化ブック茶に親しもう!～

期間：6月1日(金)～8月3日(金) 毎週金曜日2時～4時 全10回

対象：西原町在住者または在勤者

受講料：無料 ただし材料費1,000円

定員：20名

申込期間：5月11日(金)～5月25日(金)

申込先：中央公民館 945-3657(担当 仲里)



町民体育館からのお知らせ

第3回西原町高校生ソフトテニス大会結果報告

平成24年3月11日(日)

男子					
優勝	山口 達矢・玉城 一樹組	知念高校			
準優勝	島袋 進悟・新里 悠城組	知念高校			
第3位	與那嶺 颯・平良 由紀也組	知念高校			

女子					
優勝	與那嶺 菜月・吳屋 ちなみ組	首里東高校			
準優勝	島江 利・安里 優梨恵組	西原高校			
第3位	吉野 葵香・棚原文 佳組	首里高校			



※下記事業のお問い合わせは、①～③は坂田児童館、④～⑥は西原児童館、⑦～⑨は西原東児童館へ。

事業	日	時	備考
① こいのぼり集会	1日(火)	10:00～11:00	坂田幼稚園児が参加。
② 母の日プレゼント作り	11日(金)	14:00～16:00	要申込。材料代100円。
③ ビデオ会	16日(水)	14:00～16:00	
④ マミーキッズ	毎週(水)	10:30～11:30	乳幼児の親子募集中。
⑤ チャレンジ会 母の日制作	12日(土)	14:00～16:00	要申込。材料代出ます。
⑥ 草とり会	19日(土)	10:00～11:00	要申込。
⑦ 鯉のぼり掲揚式	1日(火)	10:00～11:00	マミーキッズ。西原東幼稚園児が参加。
⑧ 母の日の手作り製作	11日(金)	14:00～16:00	要申込。材料代100円。
⑨ 不審者ビデオ鑑賞会	19日(土)	10:00 & 16:00	2回上映

図書館カレンダー

May 5月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

開館日
 【火～金】
 午前10時～午後7時
 【土・日】
 午前10時～午後5時
 は休館日です。

休館日
 まいしゅうげつようび
 毎週月曜日
 かんないせいりび だい もくようび
 館内整理日(第3木曜日)

五月休館日
 ニチ カンナイセイリビ ダイ モクヨウビ
 【19日】 館内整理日(第3木曜日)
 ニチ ショウワ ヒ
 【29日】 昭和の日

4月から定期行事として新たに「英語絵本読み聞かせ」が加わりました。沖縄キリスト教大学院大学の学生さんの読み聞かせサークル「N.I.C」による行事で、すでに2回行ったところ、好評です。普段なかなか接することのない英語の絵本。ぜひ親子で体験してみませんか?子どもと一緒にひとつ賢くなれるかもしれませんよ!?

子ども読書週間関連企画 第27回図書館主催講演会 ～「紙芝居を通しての子どもの世界」～

毎月第1・第3土曜日に紙芝居を行っている仲門さんによる講演会です。日頃からあちこちで紙芝居を通して子どもたちと触れ合っている仲門さんならではの内容となっています。ぜひご参加ください。

日時：5月12日(土) 14:00～15:30

場所：西原町立図書館2階集会室

講師：仲門 勇市(なかじょうゆういち)氏(沖縄キリスト教大学院大学常務理事)

講師プロフィール

昭和13年生まれ 糸満市出身 現在は那覇市に在住

平成22年 秋の叙勲「瑞宝小綬章」受章

・平成18年より西原町立図書館ボランティアとして紙芝居を毎月2回開催。平成23年1月に100回に達する。
 その他、坂田小学校評議員や、西原町社会教育委員議長を務めている。

エントランスホールを活用しませんか?

エントランスホールでは、子どもたちの作品(書道等)や写真、絵画、工芸展などいろいろな作品展が行われており、町民のみなさんに楽しんでいただいています。展示等でエントランスホールをご利用希望の方は、事務所の職員に声をかけてください。すでに下記のとおり企画が決まっていますので楽しみに。

- 写真撮影紀行展 小那覇義光さん 5月8日(火)～5月20日(日)
- アルゼンチンの自然と動植物 ～JICA シニアボランティア活動の中から～ 上里健次さん
 - 美しい熱帯性花木類 5月22日(火)～5月27日(日)
 - すてきなハチドリホバリング 6月26日(火)～7月1日(日)
 - 珍しい動物と野鳥 7月24日(火)～7月29日(日)

定期行事のお知らせ	紙芝居(毎月第1、第3土曜日)		日時：5月19日 午前10時30分 場所：おはなしのへや
	おはなし会(毎月第2、第4日曜日)		日時：5月13日、27日 午後3時 場所：おはなしのへや
	英語絵本読み聞かせ(毎月第2、第4日曜日)		日時：5月13日、27日 午前11時 場所：おはなしのへや
	上映会(毎月第3日曜日)		日時：5月20日 午前11時 場所：2階 集会室 上映作品：「かさじぞう/金の鈴/じゅげむ/じゅげむ」